

令和3年度県予算編成 並びに施策に関する要望書

令和2年11月9日

宮城県町村会

令和3年度県予算編成並びに 施策に関する要望事項

目 次

1	東日本大震災に関する復旧・復興対策について	1
2	町村財政基盤の強化について	5
3	道州制に対する町村の意見反映について	8
4	地方創生の推進について	9
5	みやぎ発展税及び企業立地促進税制について	10
6	再生可能エネルギーの促進について	11
7	総合補助事業メニューの拡大並びに継続について	13
8	総合防災対策事業の整備促進について	15
9	警察機能の増強について	17
10	消防の広域化について	18
11	地方バス路線の運行維持対策の充実強化について	19
12	情報化施策の推進について	20
13	年金支払額の過年度課税等の取扱いについて	21
14	次世代放射光施設の整備について	22
15	旧鉱物採掘区域災害対策への支援強化について	23
16	河川・海岸等の整備促進について	24
17	道路整備事業の促進について	27
18	宮城県総合運動公園（グランディ21）周辺の総合交通対策について	33
19	東京2020オリンピック聖火リレー及び競技大会開催に係る住民 対策並びにポスト2020対策について	34
20	令和元年東日本台風からの復旧・復興へ向けた支援について	35
21	農業対策の充実強化について	36
22	森林・林業対策の推進について	41
23	水産業対策の充実について	44

24	野生鳥獣被害対策の拡充について	47
25	松島湾リフレッシュ事業の継続的事業化と早期完成について	49
26	広域観光の充実に向けての支援について	50
27	仙台北部中核都市建設の促進について	53
28	企業誘致と新産業創出の促進について	54
29	中小企業の支援について	55
30	廃棄物処理対策への支援について	56
31	住民の安全安心な生活環境の確保について	57
32	合併処理浄化槽設置推進事業について	58
33	国民健康保険の安定的運営について	59
34	地域の保健医療について	60
35	社会福祉対策について	65
36	子育て支援対策の充実強化について	68
37	学校教育環境等の充実について	72
38	文化財保護法「特別名勝松島」に係る区域指定の見直し等について	76

1 東日本大震災に関する復旧・復興対策について

東日本大震災からの復興の進展に伴い、新たな行政需要が生じ、解決すべき課題は山積している状況にある。

については、真の復興を果たすために、次に掲げる事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 復旧・復興対策について

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえて、復興が完了するまでの間、必要な財源を確保するよう国に働きかけること。

(2) 沿岸自治体においては、市街地等の地盤及び道路、交通面の整備に加え、震災遺構などの整備が進んでいるが、民間企業による観光振興にかかる施設等の整備はこれからである。

については、これら施設等の整備の加速化が図られるよう「沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業」を継続すること。

(3) 被災地の復興・再生を果たすためには、復興財源とともに膨大な事務・事業を支えるマンパワー（職員）が必要である。

派遣元自治体からの継続的な職員派遣は年々厳しくなっており、派遣職員の確保は必須の共通課題である。

今後とも専門的な知識、技能を有する者を確保できるよう、マンパワーの確保対策を継続するとともに、人件費の財政的支援についても継続的に確保を図ること。

(4) 流出した消波ブロック及び大量の瓦礫は概ね撤去されたが、小さな瓦礫が存在し、漁具が破損するなど漁の阻害要因となっていることから、撤去作業を継続し、安全・安心な漁の実施に向けて万全を期すこと。

また、瓦礫が存在する漁場内における、漁業の生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、試験的操業によって生じる漁業コストに対し、財政的な支援対策を強化すること。

(5) 避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転等に伴い、被災者の心身のケア、コミュニティ形成や生きがいをづくりに対する支援は重要度が増していくので、「宮城県被災者支援総合交付金」を継続すること。

(6) 沿岸町では、復興が進むにつれ住環境が著しく変化していることから早期に駐在所の再建を行うこと。

特に、山元町のつばめの杜地区は、児童生徒、通勤・通学者等の安全・防犯対策が急務であることから、同地区内への山下駅前駐在所の早期再建を行うこと。

(7) 震災遺構は、震災を後世に伝える国家的財産として捉えるべきものであることから、維持管理に係る経費について財政支援を講じるよう国に働きかけること。

(8) 被災した歴史博物館等の復興を図るため、被災ミュージアム復興事業について、再度補助対象を拡充し、継続するよう国に働きかけること。

(9) ほ場整備事業において沿岸被災地域の土地利用整序化を進めているが、事業への同意を得られない相当数の非農用地が点在していることから、一体的な土地利用による復旧・復興が進まない状況にある。

については、土地利用整序化のための制度創設や、国・県による実施スキームの構築等も含めた、新たな支援方策の検討及び関係機関への働きかけを行うこと。

(10) 復旧・復興車両の通行に伴う管理道路の損傷は、震災に起因する二次的な被害であることから、道路管理者が復興交付金や社会資本整備総合交付金を活用して補修できるよう、制度の改正を国に働きかけること。

(11) 復旧・復興事業にかかる採石（土取り）について、住民から運搬車両の走行騒音や振動など関連被害の苦情が多く寄せられており、隣県へ搬出する例も見受けられるなど、住民の理解が得られにくい状況となっている。

また、砕石終了箇所については、防災上の安全性も危惧されることから、法面保護に当たっては、採石終了箇所の緑化や劣悪土質に対する必要な措置のための事業資金の確保等について、採石業者への指導を徹底し、万全の注意を払うこと。

なお、違反等については厳格に対処すること。

- (12) 東日本大震災復興交付金の被災地域農業復興総合支援事業において、町が整備した農業用施設等に関し、耐用年数経過前に受益者への財産譲与を可能とすること。

併せて、その事務手続き等について特段の措置を講じること。

- (13) 復旧・復興事業で発生した土砂については、防潮堤整備工事で利用する計画としていたが、工事の進捗により、全ての土砂を使いきれない見通しとなった。

今後、計画変更等により不測の事態が生じた場合の財政支援を講じること。

- (14) 災害援護資金貸付制度については、多額の未収金が発生していることから、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を延長するよう国に働きかけること。

また、自治体が法令に基づき貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国の自治体への債権を免除するよう国に働きかけること。

- (15) 東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災市町の復興支援のため、必要不可欠な事業であるが、復興・創生期間後の事業スキーム、財源等が不透明な状況にあることから、現行制度による国の財政支援の継続と財源の確保について国に働きかけること。

- (16) 災害公営住宅について、今後、人口減少等に伴い空き住戸が増加した場合には、街の活力に大きな影響を与えることから、災害公営住宅のストック有効活用を図るため、公営住宅の目的外使用や入居者以外の者への払下げ等について、地域の実情に応じた特例的な制度の確立や手続きの簡素化について積極的に国に働きかけること。

2 原子力対策について

(1) 安全確保

- ① 東京電力福島第一原子力発電所事故の検証を確実にを行い、安全上反映すべき事項については、国内原子力施設に反映し安全確保に万全を期すよう国に

働きかけること。

- ② 運転中止中の原子力発電所の再稼働について、立地周辺市町村が意見を述べるができる場及び丁寧な県民への説明機会の場を設けること。
- (2) 指定廃棄物最終処分場については、国が直轄事業として市町村や住民の理解の基に、県外集約への見直しの可能性も含め、建設を進めるよう働きかけること。
- (3) 風評被害は、農林水産物の価格低下や観光客の減少、検査費用の負担等、幅広い分野で深刻な影響を及ぼしている。

本県は福島県に隣接しており、一部の地域では福島県と同等の空間線量であることから、福島県等と同様に、確実な賠償が受けられるよう国等へ強力に働きかけること。

- (4) 農林水産物の検査に要する費用については、放射能測定に係る人件費を含め全額国で負担するよう国に働きかけること。

2 町村財政基盤の強化について

町村が自主性・主体性を発揮し、地方創生を着実に進めていくためには、税源配分のあり方の見直しと偏在制の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税総額の確保など、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。

については、町村財政基盤の強化に向けて次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 次の事項について、積極的に国に働きかけること。

(1) 町村が安定した行財政運営を行うことができるよう、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保する財政措置を講じること。

また、臨時財政対策債に依存しない制度設計を図ること。

(2) 地方交付税が本来有する財源調整機能及び財源保障機能を堅持するとともに、町村が安定した財政運営ができるよう地方交付税所要額を確保し、地方超過負担の解消を図ること。

また、国の制度改正に伴う自治体の施設整備やシステム改修に要する費用については、交付税とは別枠で補助金、交付金として十分な財源を措置すること。

(3) 地方分権をより実効あるものとするため、国と地方の役割を見直した上で、税財源の移譲を積極的に行い、地方税財源の拡充を図ること。

(4) 震災からの復旧・復興に向けて工事が行われているが、主要資材や労務費等の価格上昇が続いており、今後も長期にわたりこの傾向が続くものと予想され、町村財政を圧迫するおそれがある。

については、負担軽減のための国庫負担制度を確立し、被災地以外の町村との財政格差を最小限にとどめること。

また、町村が計画的に進める施設整備に遅れが生じないよう被災地に対する各種施設整備交付金の建設単価の見直し期間を短縮すること。

(5) 復旧・復興に係る住宅の修繕や購入に係るトラブルの他、新たな手口の悪徳

商法等への対応の相談体制の強化と啓発及び消費者教育の拡充を図るため、「市町村消費者行政推進事業補助金」を拡充するなど財政支援を継続すること。

また、相談業務等を担う人材の教育訓練を充実させるため、国民生活センターが開催する研修会・講座を県内において実施し、相談員のスキルアップを支援すること。

- (6) 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月で期限がきれることから新たな過疎対策法を制定するよう国に働きかけること。

また、県独自の支援策についても検討すること。

- (7) 震災減収対策企業債に対する地方交付税の拡充など、公債費負担対策等による経営回復に資する財政支援を講じること。

- (8) 国の「社会資本整備総合交付金」及び「防災安全交付金」は、国土強靱化に向けた防災・減災対策やインフラの老朽化に対応するため防災安全交付金に予算が重点配分されているが、道路等の基幹的インフラ整備も必要なことから、要望事業費予算の全額を確保すること。

- (9) 地上デジタル放送受信設備等の維持管理に対する支援

① 共聴組合に対する難視対策については、共聴組合員の高齢化及び減少に伴い、施設の維持管理や更新費用などの不安を訴える地域が多くなってきていることから、これらの財政措置を講じること。

② 維持管理費の多くを占める電柱共架料、NTT柱添架料について、共聴組合員の高齢化及び減少に伴い、大きな負担となってきたことから、料金の免除や軽減措置を講じること。

- (10) 未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症に伴う社会・経済的な影響は計り知れず、長期化が避けられない状況であり、町村独自の支援策を講じるなど町村財政への影響も大きいことから、必要な財源を確保すること。

- (11) 現在の普通交付税算定では、平成27年国勢調査人口の特例措置が講じられているが、被災地の人口はいまだに大幅に減少したままとなっていることから、令和2年に実施される国勢調査人口による普通交付税の算定にあたって、普通交付税算定上の特例措置を講じること。

2 地方税滞納整理支援の継続について

地方税の収入未済額（滞納額）の圧縮は、解決しなければならない緊急の課題となっているが、県が財政運営責任主体となっている国民健康保険税の滞納整理を含め、町村の支援を継続すること。

3 道州制に対する町村の意見反映について

「道州制の導入」については、現在政府をはじめとして様々な議論がなされているが、市町村の強制合併につながる道州制には、断固反対するものであり、県における道州制の検討にあたっては、市町村からの意見が十分反映されるよう、意見聴取の場の設定を図るとともに、小規模町村に不利益となるような提言は断じて行わないこと。

4 地方創生の推進について

人口減少を克服し、地方創生を実現するためには、長期的視点に立った施策の推進が必要である。また、アフターコロナに向けて、新しい日常が模索される中で、改めて地方への関心が高まっている。

については、この機を捉え地方創生の推進のため次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 移住・定住対策の推進について

新型コロナウイルス感染が広がる中で、首都圏等の過密都市のリスクが認識されるとともに、オンライン会議やテレワークの有効性が広く定着し、地方への移住の機運が高まってきている。この機を積極的に捉え、ネットワーク環境の整備、サテライトオフィスの設置に努めるとともに、市町村と連携し、首都圏等でのセミナーや相談会を開催するなど、企業の移転や住民の移住に向けた施策を積極的に推進すること。

2 地方創生事業の財源等について

地方創生事業を着実に推進できるよう、その財源については、全額措置するなど、安定した財源を確保するとともに、その用途については、各自治体の裁量に委ねた自由度の高い制度になるよう国に働きかけること。

また、地域再生計画の策定については、事業の性質上、総合戦略に掲載されている内容であることが条件となっていることから、各市町村で策定している総合戦略をもって地域再生計画とするよう、事務手続きの簡素化を図るよう国に働きかけること。

3 情報発信について

移住支援金の企業申請に係る情報発信の充実と、移住希望者に対し「みやぎ移住サポートセンター」で実施している本制度への登録を含めた制度周知を強化すること。

5 みやぎ発展税及び企業立地促進税制について

みやぎ発展税及び企業立地促進税制の活用にあたっては、県全体の地域産業振興や地域経済の活性化につながることから、沿岸部、内陸部とも偏りなく事業効果が及ぶよう配慮するとともに、震災からの復興に向けた取り組みを推進すること。

6 再生可能エネルギーの促進について

自給エネルギーの確保、低酸素社会の実現等の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大は重要な課題となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 太陽光発電事業に特化した県条例の制定について

固定価格買取制度等、国が推進している再生可能エネルギー政策により、県内各地で太陽光発電事業のための開発が進められているが、事業を早期に進めるために、地域住民に対する説明を十分に行わず、情報提供が不足した状態の中で事業を進める事業者が発生してきている。

また、県の許可等から免れるため、事業の規模や事業の分割により調整し、開発を進めようとする事業者も存在している。

県では、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例の制定により推進する一方、開発に関しては要綱により対応し、担当課が異なる状況にある。

太陽光発電事業は設備設置により地域環境に大きな影響がでる可能性があるにもかかわらず、住民への説明・同意等がないまま事業が進められることがあり、住民の不安は増すばかりである。

については、県が一定規模以上の開発を行う事業者に対し、住民への説明を義務付けするとともに、計画書の提出を義務化し、住民が計画書を縦覧し意見を述べられるようにする等、住民が安全・安心に暮らせるよう、条例を制定し指導・監督を強化すること。

また、県内における太陽光発電事業を把握し、対策に万全を期すこと。

2 水素社会の促進について

現在主流となっている水素の製造方法は化石燃料を改質するものであり、水素社会の本来の目的である二酸化炭素の削減効果は小さい。

そのため、真の水素社会を実現するには、再生可能エネルギー由来の水素の製

造が必要であることから、次の事項について積極的に国に働きかけること。

- (1) 再生可能エネルギー由来の水素製造技術の開発を促進すること。
- (2) 燃料電池自動車の普及のため、大都市圏以外への水素ステーションの設置を促進するとともに、燃料電池自動車購入の補助率を引き上げること。

3 災害対策等について

太陽光発電事業、風力発電事業等は、森林伐採等が伴い、自然環境に大きな変化及ぼしかねない。森林は保水機能があり、伐採することにより保水機能が低下し、土砂崩れ等山地災害の危険性が高まることから、事業を実施する際は、災害対策を確実に実施するとともに、人に与える様々な影響を考慮したうえで実施するよう万全を期すこと。

7 総合補助事業メニューの拡大並びに継続について

県単独補助事業等の統合による「市町村振興総合補助金」が創設され、一元化・メニュー化による事務手続き等の簡素化・効率化等が図られているところである。

しかしながら、各町村における財政状況は、ますます厳しさを増しており、自主性を発揮できる財政状況にないのが実状である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 内示段階での一律カットを行うことのないよう、予算枠を拡大し、十分な予算措置を講じること。

2 次の事業については、特に実状を踏まえた要件の緩和を図ること。

(1) 交通安全指導員報酬については、年額分の半額の補助とすること。

(2) 呼吸器機能障害以外の障害については、対象者の要件を緩和するとともに障害者支援の拡充を図ること。

(3) 平成30年度より、障害児保育に要する経費が地方交付税措置とされたことに伴い、市町村振興総合補助金の補助基準が見直され、補助対象経費から地方交付税措置分の150.9万円／人を除して算定することとなった。

障害児保育事業のさらなる充実化を図るため、補助制度について見直しをするとともに、交付税措置ではなく交付金等による財政的支援策を実施するよう国に働きかけること。

(4) 安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業については、「1台あたり200千円以内、補助総額が500千円未満は対象外」という要件があり、小規模な設置（1～2台）には活用できない補助制度となっている。

また、管内警察署から道路等への防犯カメラ設置要望があるものの、補助要件を満たさず町村単独費での対応を求められている。

県警察からの要望により設置する場合は、要件によらず対象となるよう要綱を改正すること。

3 「宮城の松林健全化事業」については、県内全域で取り組むべき重要であることから、平成28年度までと同様の枠外配分とすること。

4 県単独の「バス運行対策費補助金」は、運行路線維持に関する補助となっており、車両更新や停留所設置、バス施設のバリアフリー化などハード整備に関する補助制度がないことから、メニューに追加すること。

5 全国的に頻発する自然災害により、住民の防災意識も高まっており、市町村はそれぞれ独自にハザードマップを作成し、住民に対する災害リスクの周知を行っているが、県が進めるべき津波シミュレーションの公表が令和3年度以降になる見通し等により、市町村ではハザードマップの新規作成及び更新作業が着手できない状況となっている。

については、県が実施したシミュレーションに合わせて市町村がハザードマップを作成する場合、ハザードマップ作成に係る補助制度を県単独補助事業として新たに創設すること。

6 県指定の無形民俗文化財は、地域住民が保存・伝承を行うべく様々な活動に取り組んでいる。

一方で、活動に伴い、衣装や太鼓、山車などの備品・道具が摩耗しており、修繕または購入する必要があるものの、各団体で対応するには費用負担が大きく、また該当する補助制度もないため対応できない状況にある。県から指定文化財を保存する団体等に毎年助成金があるものの、大規模な修繕・購入には対応できかねている。

県が指定する文化財について、保存・伝承に必要な備品・道具等の修繕、購入に係る補助制度を新たに追加すること。

8 総合防災対策事業の整備促進について

大規模な自然災害から、住民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制を整備することは、最重要課題である。

特に地震、津波、火山噴火等の観測態勢の整備と発生原因の調査研究、住民等に対する迅速な情報提供・伝達体制の整備は非常に重要である。

については、次の事項について対策に万全を期するよう強く要望する。

1 防災行政無線のデジタル化移行等について

防災行政無線のデジタル化移行は進んでいるが、保守・管理に多額の費用がかかるのが実状である。現在整備を進めている町村もあることから、維持管理費及び整備・移行にかかる財政措置を継続するよう国に働きかけること。

なお、同報系防災行政無線も伝達手段のひとつとして、継続的かつ安定的に運用する必要があることから、維持管理費の補助制度創設、電波利用料無料化、開局・更新申請にかかる手続簡素化を国に働きかけること。

さらに、小規模集落の難聴対策について、FM受信機や戸別受信機等の設置及び維持管理や、屋外拡声子局の設置・増設に対しても補助制度を創設するよう国に働きかけること。

2 津波対策にかかる門扉等の整備について

(1) 東日本大震災で被害を受けた海岸部の防潮護岸に付帯する門扉（陸閘）について、操作する者の安全を考慮した迅速開閉機能、電動化、電気の供給が途絶えた場合の稼働確保及び遠隔操作の機能の整備促進を図るとともに、早急な復旧を図ること。

(2) 東日本大震災で被害を受けた樋門箇所の迅速開閉システムの整備を図るとともに、早急な復旧を図ること。

(3) 河口付近の堆砂を解消し、水門の機能維持を図ること。

(4) 津波対策に係る水門・陸閘の維持管理費に対する補助制度を創設するよう国

に働きかけること。

3 急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の対策事業について

- (1) 土砂災害危険箇所の調査を促進し、早急な警戒区域指定を行うこと。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に指定された箇所について、事業の促進を図ること。
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の対策事業については、十分な予算を確保するとともに、補助対象採択要件の柔軟な適用や緩和により、保全人家5戸以上などの補助対象採択要件を緩和し、実施箇所の拡大を図ること。さらに県単独事業創設等により、事業の早期促進を図ること。

4 砂防区域等における対策事業について

- (1) 砂防区域における土砂、流木等の撤去を行うなど、維持管理の徹底を図ること。
- (2) 既設の砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地施設については、経年劣化及び機能不全となっている施設が多数あることから、修繕及び改築を行い、地域における安全性の向上を図ること。

9 警察機能の増強について

社会環境の変化に伴い、犯罪も多様化、凶暴化するとともに、振り込め詐欺等の特殊犯罪の手口も巧妙となり、住民の不安が一層高まってきている。また、子どもや児童・生徒が被害者となる交通事故も各地で多発しており、特に人口増加地区における警察機能の拡充が強く望まれるところである。

については、安全・安心な生活環境を確保するため、老朽化した派出所や駐在所の改築等を含めた必要な施設の整備、及び人員確保を図ること。

特に、近年、外国人犯罪が増加していることから、言葉の問題に対応した人員を配置すること。

10 消防の広域化について

災害・事故の大規模化や高齢化が進み、また、住民ニーズの多様化などにより、消防及び救急を取り巻く環境は大きく変化してきており、消防及び救急の体制を強化し、住民の生命・財産を守って行くことは緊急の課題である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（平成30年消防庁告示第8号）に基づき、県で再策定する「宮城県消防広域化推進計画」に定める広域化対象市町村の組合せについては、管轄面積、交通事情、消防団とのつながりなど地域の実情を十分に考慮すること。

また、消防広域化について、住民の理解が得られるよう、的確かつ十分な広報活動を展開し、内容の周知徹底を図ること。

- 2 宮城県消防広域化推進計画に基づき、平成31年4月1日から1市2町により、「あぶくま消防本部」を運営しているが、岩沼・亶理地区広域消防運営計画を推進するにあたり、「緊急防災・減災事業債」が活用できるよう、制度延長もしくは新制度の制定による財政支援を国に働きかけること。

11 地方バス路線の運行維持対策の充実強化について

地方バス路線は、地域住民の日常生活に必要な不可欠な公共交通機関であり、路線の維持存続は非常に重要な課題である。そのため、町村によっては、民間業者への補助や自主運行バス事業を実施するなど、バス路線維持のためさまざまな方策を実施しているのが実状である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

- 1 交通弱者の利便性に配慮し、地域住民の福祉や生活交通を確保するとともに、主要JR駅と産業拠点や観光地を結ぶ二次交通を確保するなど、広域的な交通体系整備の早期実現に万全を期すとともに、実現にあたっては、環境問題やバリアフリー化に十分に配慮すること。
- 2 不採算バス路線に対する助成制度の充実強化を図ること。
併せて、必要な予算確保と地域の実情を考慮した制度運用を図るよう国に働きかけること。
- 3 市町村が実施している自主運行バス事業に対する県単補助制度については、補助対象・補助率の拡大を図るとともに、東日本大震災の被害が大きかった沿岸部の市町については、補助制度の被災地特例を継続すること。
また、東日本大震災以外の自然災害の被害が大きい市町村にも適用すること。

12 情報化施策の推進について

1 県の電子自治体の取り組みを推進するとともに、次の事項について積極的に国に働きかけること。

- (1) 情報システムの共同化や災害時に安定的な継続業務が可能となる環境を構築することができるよう、自治体クラウド導入経費について特別交付税措置の拡充を図ること。
- (2) 自治体クラウドの維持管理に係るコストや各市町村の機器更新のタイミングに合わせた長期的な財政支援を講じること。
- (3) 国の提言に基づき緊急的に構築が進められた自治体情報セキュリティクラウドの運営経費の自治体負担を軽減すること。

2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、地方公共団体情報連携に伴い、次の事項について積極的に国に働きかけること。

- (1) 番号制度の認知度が低いことから、国民の理解を得られるよう、十分な制度内容の周知を図ること。
- (2) 番号制度の運用に関連し、個人情報保護や情報セキュリティ対策について、万全な対策を継続するとともに、セキュリティ対策経費について自治体負担を補てん・軽減すること。
- (3) マイナンバーを活用した給付金等の申請方法（オンライン申請）の導入に当たって、各市町村における受け入れ体制に差が生じている。サービス開始時に混乱が起きないように十分な準備期間を設けると共に、体制整備に係る財政支援を図ること。

先の特別定額給付金給付事務におけるオンライン申請については国が、短時間で緊急的に整備したこともあり、二重申請や申請内容の不備等が散見され、最終的に手作業での突合が必要になるなど、受付する地方自治体に混乱が生じた。また、マイナンバーを活用したオンラインによる行政手続きについても、各自治体によって受け入れ体制に差が生じており、今後のオンライン申請の充実を図る際に十分な準備期間を設け、体制整備に係る財政支援を図ること。

13 年金支払額の過年度課税等の取扱いについて

公的年金の源泉徴収票自体の度重なる訂正により、税額更正を行った納税通知書を発送する度に住民より苦情が寄せられるため、所得を基礎として課税計算を行う税目等についても影響が出ることを含めて通知することを早急に対応するよう国へ働きかけること。

また、自治体が当該年度の当初課税の税額を確定し、納税通知書を送付する時期よりも先に住民へ年金支払通知書が送付された場合、年金支払通知書には仮算定の税額が記載された内容で通知が行われているため、支払通知書記載の税額と納税通知書記載の税額が異なることについて問い合わせを多く受ける。

そのため、年金支払通知を行う際には、仮算定のため実際の税額と異なることを明記するなど、よりわかりやすい記載内容となるよう検討することを国に働きかけること。

14 次世代放射光施設の整備について

次世代放射光施設の早期建設を積極的に推進すること。

また、放射光施設の県内誘致決定を受け、関連企業等の進出が予想されることから、企業誘致等に資する優遇制度の創設等に取り組み、施設のみならず、附帯施設の設置や、関連企業等による雇用拡大・創出など、東日本大震災からの復興と東北地方や国内の科学技術・産業技術の革新的振興を図ること。

15 旧鉱物採掘区域災害対策への支援強化について

亜炭採掘跡の崩壊に起因する陥没被害が多く発生しており、特に東日本大震災の発生以降増加してきている。

臨時石炭鉱害復旧法等が廃止された以降は、国と県が基金を造成し、指定法人が実施する特定公害復旧事業により被害者を救済してきたところであるが、本県においては令和5年度には基金原資が枯渇する恐れも出てきている。

については、基金増資のための財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、基金積み増しの措置を図られるよう要望する。

16 河川・海岸等の整備促進について

河川・海岸は、氾濫・堤防の決壊など災害が発生すれば、生命と財産が危機に見舞われることから、十分な対策を講じる必要がある。令和元年東日本台風においては、県管理河川で多くの被害が発生したところであり、防災・減災に向けた治水対策は喫緊の課題となっていることから、早急な河川改修等の対策を講じること。特に次の河川については特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 災害防止等のため河川の改修事業等の促進を図ること。

(1) 出来川の改修事業促進及び浚渫等の維持管理徹底

(2) 身洗川

- ① 河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- ② 災害で被害を受けた箇所を早期復旧
- ③ 浚渫事業の促進
- ④ 上流起点部の調整池の機能維持
- ⑤ 豪雨時における観測用水位計の設置

(3) 西川

- ① 河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- ② 豪雨時における観測用水位計の設置

(4) 奥田川

- ① 浚渫事業の実施
- ② 国土交通省施工中の遊水地整備事業に合わせた堤防嵩上げ等、排水機能強化の促進

(5) 埋川の浚渫事業促進

(6) 焼切川

- ① 沓掛川、榎田川の浚渫事業実施
- ② 河川内雑草木除去事業の実施

(7) 竹林川

- ① 河川改修事業の促進
- ② 河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- ③ 災害で被害の受けた箇所をの早期復旧
- ④ 豪雨時における観測用水位計の設置
- (8) 宮床川の河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- (9) 鞍坪川の改修事業促進
- (10) 多田川の浚渫事業促進及び築堤等の早期改修
- (11) 名蓋川の浚渫事業促進及び築堤等の早期改修
- (12) 河童川の浚渫事業実施
- (13) 花川の浚渫事業実施及び河川内支障木の除去
- (14) 深川の浚渫事業実施及び河川内支障木の除去並びに鳴瀬川増水時の排水ポンプ場設置事業実施
- (15) 新深川の浚渫事業実施
- (16) 保野川の未改修区間改修事業の整備促進及び浚渫事業実施
- (17) 長谷川の浚渫事業実施
- (18) 荒屋敷川の浚渫事業実施
- (19) 新川の改修事業促進
- (20) 小西川
 - ① 浚渫事業の促進
 - ② 未改修区間改修事業の整備促進
 - ③ 災害で被害の受けた箇所をの早期復旧
- (21) 美女川の浚渫事業実施
- (22) 田中川の浚渫及び堤防の改修事業実施
- (23) 白石川の浚渫事業実施及び河川監視カメラの増設
- (24) 雉子尾川の改修事業の促進
- (25) 洞堀川の改修事業の促進及び河川内支障木の除去等維持管理の徹底
- (26) 善川の浚渫事業実施

2 中小河川改修事業の早期完成及び整備促進を図ること。

- (1) 高城川の早期完成
- (2) 砂押川の改修事業促進及び浚渫事業の継続実施
- (3) 勿来川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (4) 坂元川の整備継続区間の早期完成並びに現整備区間の上流部の早期事業化
- (5) 戸花川の整備継続区間の早期完成
- (6) 沢戸川の浚渫等の維持管理徹底
- (7) 坪沼川の改修事業促進及び浚渫等の維持管理徹底
- (8) 荒川の浚渫等の維持管理徹底
- (9) 新川の浚渫等の維持管理徹底
- (10) 味明川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (11) 藤田川の浚渫事業実施及び支障木の除去等維持管理の徹底
- (12) 森の川の改修事業の実施
- (13) 新川（村田町沼辺字田辺地区）に豪雨時における観測用水位計の設置

3 震災により流出した七ヶ浜町花湊浜館下地区小浜港エリアに公衆トイレを設置すること。

4 亘理海岸（鳥の海～吉田浜）の鳴り砂保全、荒浜漁港海岸の有効な利活用のため、大型漂着物（船舶破片や漁具、流木等）の定期的な除去を図ること。

17 道路整備事業の促進について

三陸縦貫自動車道をはじめとする道路は、住民の日常生活を支えるとともに、地域間交流の範囲拡大と連携強化につながるため、地方においては新たな地域づくりの展開を可能にする極めて重要な社会基盤である。

特に県道等の主要地方道路は、救急医療時における搬送、災害発生時の避難や広域応援等対策を実施する上で重要な役割を担っている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 高速自動車道及び高規格幹線道路並びに地域高規格道路等の整備促進を図ること。

(1) 三陸縦貫自動車道

- ① 早期の全線開通及び4車線化
- ② 女川町までのアクセス道路の早期実現
- ③ 全区間の無料化

(2) 仙台北部道路

- ① 富谷JCTのフル化
- ② 宮城県総合運動公園へのアクセス道路の新設

(3) 常磐自動車道の山元ICから広野IC間の4車線化の早期整備

(4) 石巻新庄道路の早期完成

(5) 東北縦貫自動車道の菅生PAのスマートICの整備促進

2 国道の整備促進を図ること。

(1) 国道108号

花勝山市道から国道346号涌谷バイパス交差点までの自歩道整備

(2) 国道113号

- ① 丸森町金山地区バイパス化の早期整備
- ② セヶ宿町滑津地内における自歩道の早期設置又は路肩の拡幅
- ③ セヶ宿町峠田地内竹の沢橋の早期改良

- ④ 白石市福岡蔵本地内の早期改良
 - ⑤ セヶ宿町蒲木地内における自歩道の早期設置または、路肩の拡幅
- (3) 国道286号
- ① 碁石から赤石までの道路整備の早期完成
 - ② 野上バイパス整備の早期着手
- (4) 国道346号
- ① 涌谷町黄金地区から小里地区までの安全確保のため急勾配緩和、自歩道の整備、並びに黄金山トンネルの老朽化対策
 - ② 本吉以南の整備促進
 - ③ 根廻交差点の早期改良
- (5) 国道347号
- ① 雪崩・視程障害対策の強化及び除雪体制並びに緊急体制強化による24時間開放
 - ② 宇津野地内未改良区間の拡幅改良の促進
 - ③ 小野田地区、中新田地区バイパスの早期着手
- (6) 国道349号
- ① 丸森町耕野地区の未改良区間の整備促進
 - ② 柴田町「白幡橋」の早期架替構想の策定
- (7) 国道398号
- ① 万石浦沿岸部の減災対策
 - ② 安住から浦宿までの自歩道設置
- (8) 国道457号
- ① 川崎町川内・本砂金地区の歩道整備
 - ② 大瓜沓掛から大瓜焼切地内の歩道設置
 - ③ 蔵王町遠刈田地区松川大橋から主要地方道白石上山線交差点まで、及び遠刈田郵便局から町道鬼石原線入口付近までの歩道整備
 - ④ 県道升沢吉岡線との交差点改良
 - ⑤ 県道升沢吉岡線以北の改良整備
 - ⑥ 加美町上狼塚、赤塚地区及び色麻町新北目地区のバイパス及び橋梁整備

⑦ 色麻町内の既設狭幅歩道及び両側歩道の設置

(9) 国道4号

震災後、自治体管理の地下道において漏水が進行し、冬期には凍結により危険性が指摘される状況であるため、国に必要な措置を講じるよう働きかけること。

3 主要地方道の整備促進を図ること。

(1) 塩釜吉岡線

- ① 富谷市道石積線から仙台三本木線への延伸
- ② 森郷新柱田区域への歩道整備
- ③ 大和町鶴巣地区における、道路冠水区間の解消

(2) 仙台松島線

- ① 初原バイパスの2期計画の推進
- ② 桜渡戸・初原地区の狭隘区間の解消と歩道整備
- ③ 春日地区の歩道整備

(3) 塩釜亘理線

- ① 高屋字保原、高屋字石堂の交差点改良
- ② 亘理字東郷、高屋字堂田の交差点改良

(4) 亘理大河原川崎線

- ① 末広橋拡幅改良
- ② 本路線拡幅促進
- ③ 本関場橋架替及び亘理大河原川崎線・亘理村田線接合周辺の早期整備
- ④ 村田町と大河原町境の改良整備促進

(5) 石巻鹿島台色麻線

- ① 美里町二郷地区の歩道の早期完成
- ② 大衡村駒場字大原から上推路まで、及び坂下から新北沢まで、大衡字河原から堂ノ浦の歩道設置
- ③ 泥畑橋の改良

(6) 白石丸森線の国道349号線から県道越河角田線までの未改良区間の拡幅改良

の早期完成を図ること。

(7) 岩沼蔵王線全線整備の早期完成を図ること。

蔵王町円田地区から永野地区までの改良整備並びに歩道設置について、早急に着手すること。

(8) 河南築館線の涌谷町松崎工区及び太田工区整備の早期完成

(9) 女川牡鹿線

① 整備改良区間の全線改良の早期実現

② 小乗地区、高白地区から横浦地区までの整備改良の早期実現

③ 国の指定を受けた原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象施設としての採択

(10) 丸森霊山線

① 不動尊キャンプ場から筆甫地区までの未改良区間の拡幅改良工事の早期完成

② 日向地内の拡幅改良促進

③ 石倉地区の両側歩道整備促進

(11) 仙台三本木線

① 大森・駒場間の歩道設置

② 今泉から幕柳までの早期事業着工と塩釜吉岡線との変則交差点及び危険カーブの解消

③ 仙台三本木線と県道大衡落合線の交差点から県道塩釜吉岡線までの4車線化

④ 落合松坂地区大和町道松坂報恩寺線との交差点改良

(12) 塩釜七ヶ浜多賀城線の湊浜区内の右折レーン及び歩道の設置

(13) 相馬亘理線

津波への多重防御として、2線堤の機能を持たせた高盛土構造による道路の早期整備（牛橋から磯地区）

(14) 利府松山線の粕川地内の早期完成

(15) 南蔵王七ヶ宿線の関から横川地区までの整備促進

(16) 大和松島線の歩道設置

4 一般県道の整備促進を図ること。

- (1) 越河角田線の道路改良を図ること。特に大張地区については水道敷設があることから早期完成を図ること。
- (2) 川前白石線の整備促進
- (3) 蔵王大河原線の整備促進
- (4) 坂元停車場線の復興計画に基づく早期整備
- (5) 山下停車場線の復興計画に基づく早期整備
- (6) 角田山下線の右折レーン滞留長の延伸
- (7) 鳴瀬南郷線の美里町木間塚地区の歩道設置及び歩行スペース確保のための側溝改修
- (8) 吉田浜山元線（山元地区）の歩道設置の促進
- (9) 払川町向線（払川ダムから払川集落まで）の整備促進
- (10) 西成田宮床線の整備促進
- (11) 大衡駒場線の整備促進
- (12) 最上小野田線の整備促進
- (13) 大衡仙台線全線の整備促進及び早期完成
- (14) 鳴子小野田線の小野田地区の2車線化と宮崎地区の未整備箇所の整備促進
- (15) 涌谷田尻線の石巻線下築街道踏切の拡幅及び自歩道の整備
- (16) 角田大内線の小齋峠付近から丸森側約0.9kmの改良
- (17) 丸森梁川線の峠坂下付近から福島県坂井までの約2kmの改良
- (18) 国道115号相馬福島道路に接続するアクセス道路としての町道小屋柵線整備について、県による過疎代行事業による早期実現
- (19) 名取村田線の坪沼川河川改修に伴う館大橋の整備促進
- (20) 県道赤沼松島線（利府町赤沼字放森地内～松島海岸）の歩道整備促進
- (21) 角田山元線の国道6号から山元南スマートインターチェンジまでの区間の改良
- (22) 落合相川地区県道竹谷大和線と仙台三本木線との交差点改良
- (23) （仮称）大郷中粕川線の早期実現
- (24) 泊崎半島線の整備促進

- 5 都市計画道路の整備促進を図ること。
 - (1) 北四番丁大衡線宮床工区の早期完成及び吉岡、大衡工区の早期事業化
 - (2) 神谷沢春日線の利府町花園から利府松山線までの延伸整備

- 6 町村道等の県道昇格を図ること。
 - (1) 大和町町道小鶴沢線及び大郷町町道東成田新田線
 - (2) 色麻町町道大原線起点から加美町へ通じる県営広域農道整備事業で整備した町道（国道457号～大原線～広域1号線～広域2号線～加美町町道胆沢線）
 - (3) 利府町町道高島線及び町道沢乙1号線の一部区域
 - (4) 利府町道在加瀬線の一部区域
 - (5) 都市計画道路宮沢根白石線の富谷市明石台から仙台市松陵まで
 - (6) 国道457号（加美町下多田川字往還上北地内）から県道鳴子小野田線（大崎市鳴子温泉通原地内）の端部に接続している町道胆沢線

- 7 女川町が事業主体となって実施する出島架橋事業について、早期実現に向けて支援すること。

- 8 道路交通標識は、近年、標識が破損していたり、色褪せて表示が見えない箇所が多々見受けられる。特に住宅地内の標識が破損しているケースが多く、交通事故の誘発や、交通マナーの低下を招く恐れがあることから、次の事項について措置を講じること。
 - (1) 道路交通標識の破損・色褪せ等の早期対処
 - (2) 通常時の道路交通標識の状況確認作業の実施

- 9 自転車専用通行帯等の整備について
自転車活用推進法に伴う自転車専用通行帯等の整備について、県道においても計画的に推進すること。

18 宮城県総合運動公園（グランディ21）周辺の 総合交通対策について

宮城県総合運動公園（グランディ21）は、東北最大規模の総合運動公園施設として、各種の競技大会やコンサートなどが年間を通し開催されている。こうしたイベント時には周辺道路で大渋滞が生じ、交通アクセスの改善が課題となっているが、来場者に協力を求めるだけでは解決が難しい。

については、恒久的な渋滞緩和を図るため、仙台北部道路へのスマートICの新設や、宮城県総合運動公園に直接乗り入れが可能となる進入道路、仙台市泉区方面への新たなアクセス道路の整備など、抜本的な総合交通対策を講じること。

19 東京2020オリンピック聖火リレー及び競技大会開催に係る住民対策並びにポスト2020対策について

東京2020オリンピックは1年延期になったが、聖火リレー、そしてサッカー競技大会が来年に迫っている。

聖火リレー、ホストタウンや競技対応の準備とともに、新型コロナウイルス感染防止の対応も求められている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

- 1 聖火リレー、競技大会を無事成功に導くために、交通対策や住民安全対策等に加え、「新型コロナウイルスに限らない感染症対策について十分な対策が図られるよう東京2020大会組織委員会に働きかけるとともに、実施すること。
- 2 東京2020大会開催に伴い、県内経済情勢が、継続的な好循環となるような施策を先行的に実施するよう、国に対して働きかけるとともに、実施すること。
- 3 被災地の復興状況を世界中にみていただく大会であることから、ホストタウン及び復興「ありがとう」ホストタウンに対して、県からの財政支援を行うこと。

20 令和元年東日本台風からの復旧・復興へ 向けた支援について

(1) 被災者生活再建支援法に基づく被災者の住宅再建支援については、全壊と大規模半壊に限定されている。国では半壊の一部も対象に広げる方針を示しているが、令和元年度の台風被害には適用としないとみられている。再建途上の住民もいることから令和元年東日本台風被害も対象とするよう国に働きかけること。

(2) 派遣職員の確保にあたって、県内外の自治体から中長期派遣を受けているが、必要人員まで確保できていない。

独自で要望活動を行っているが、全国的に職員が不足する中、小規模自治体の個別活動では確保が難しいことから既存のスキームに加えて更なる確保対策を図ること。

(3) 派遣職員に係る人件費、住居費その他経費については、派遣先が負担している。

その額の8割は特別交付税措置を受けられるものの、財政規模に対する自治体負担が大きいことから、負担軽減が図られるよう、特別交付税措置の引き上げについて、国に働きかけること。

21 農業対策の充実強化について

農業者の高齢化や担い手の減少、また、農産物の輸入問題や東日本大震災に伴う生産基盤の復旧、さらには、新型コロナウイルス感染拡大の影響など、農業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。

新型コロナウイルス感染拡大で消費が低迷し、需要に不透明化が増し農産物の需給バランスが崩れることも懸念される。

については、農業・農村の振興を図るため、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 農業基盤整備事業について

(1) 土地改良施設への整備支援

農業用排水路等の土地改良施設においては、かなり年数が経過しているものもあり、令和元年東日本台風のような今後頻発化が想定される異常気象等に対応できないことが懸念される。災害リスクを抑え、農業被害の軽減と住民の安全・安心を守るため、施設計画の見直し、施設能力の強化及びこれらの整備について支援拡充を図ること。

(2) 中山間地域総合整備事業

予定地区すべての事業予算の確保を図り、円滑な事業の推進を図ること。

あわせて、中山間地域に指定されない地域について、県独自の施策や事業枠拡大により近隣との格差を緩和すること。

(3) 農地中間管理機構の農地整備事業

予定地区すべての事業予算の確保を図り、円滑な事業の推進を図ること。

なお、工事期間中や工事完了までの賃料については、機構および出し手、受け手の3者協議によることとされているが、受け手からは徴収せず、また、出し手の農地保有に係る経費負担の軽減に資するため、出し手には借受農地管理等事業の活用により支払うなど、県において事業予算の確保を図ること。

併せて用水路整備に関する事業枠の拡大、事業予算の確保を図ること。

(4) 水利防災関連事業

嘉太神ダムため池の農業農村整備事業について、計画どおりの予算措置を図ること。

2 日本型直接支払制度について

日本型直接支払制度が安定かつ充実した制度となるよう、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払制度において、十分な予算を確保すること。

なお、多面的機能支払交付金の資源向上支払交付金（施設の長寿命化）について、地域の活動組織による機動性のある効率的な整備を進めるため十分な予算を確保すること。

また、震災による地区の崩壊など、共同活動の衰退も懸念されることから、地域の特性を鑑みた特例を制定すること。

併せて、事務の簡素化を早急に進めるよう国に働きかけること。

3 「農業農村整備事業（新規分）」の県費負担割合について

農業農村整備事業において、平成23年度以降の新規事業にかかる県費負担割合が大幅に減額・減率されているので、町村の負担軽減に努めること。

また、新規事業の早期採択のため、農業農村整備事業の関連部署に十分な担当職員を配置し、業務の円滑化を図ること。

4 畜産振興・飼料対策の推進について

長期的な飼料価格の高騰に対応した価格差補てん発動基準の抜本的な見直しや財源の確保など、配合飼料価格安定制度の拡充・強化を国に働きかけること。

5 農業生産の総合的な振興について

(1) 耕種と畜産の連携強化のため畜産クラスター事業等を一層推進すること。

(2) 近年の気象の変化や新型コロナウイルスの影響による需要の減少など、野菜の価格が大きく変動することから価格安定制度の充実を図ること。

(3) 農業者の高齢化や担い手不足が急速に進行していることから生産省力機械の

開発普及、生産資材費の軽減対策をさらに推進すること。

- (4) 原油価格の高騰にかかる「施設園芸等燃油価格高騰対策」の制度維持や省エネ技術の普及、また、金融・税制措置などを国に働きかけること。
- (5) 国事業「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」について、事業主体の負担軽減を図るため、上限事業費の撤廃、補助率の引き上げを図るよう国に働きかけるとともに、県の支援策を講じること。
- (6) 需要に応じた主食用米の生産と水田における高収益作物（土地利用型野菜）の積極的な作付け誘導を図るとともに、畑地での土地利用型野菜作付けに対する支援策を講ずること。
- (7) 国事業「経営所得安定対策事業等交付金」における「水田フル活用ビジョン」に基づく産地交付金のメニュー設定について、地域の裁量で行えるよう、制度の見直しを国に働きかけること。また、地域枠の交付金が減少し、県枠が拡大される方針であることから、今後、県内の生産の実情を十分に把握のうえ県枠メニューを設定すること。

6 農畜産物の輸入規制の強化について

持続的な農業の発展を図るため、農畜産物の輸入について、具体的かつ体系的な対策を明らかにするよう国に働きかけること。

なお、TPP11、TAG（日米物品貿易協定）をはじめ農畜産物の自由貿易交渉にあたっては、農業者が納得できる成果が出るよう、慎重な対応を国に働きかけること。

7 家畜伝染病について

平成30年9月に岐阜県で確認されたCSF（豚熱）の国内各地への拡大が危惧されており、発生防止対策の徹底や危機管理を一層強化するとともに、関係農家や事業者の経営支援対策と防疫対策の強化を国に働きかけること。

なお、「牛伝染性リンパ腫」予防対策を徹底するため、県が中心となり積極的な防疫対策を推進すること。

8 農地中間管理事業について

- (1) 県は平成26年3月策定の「基本方針」において、担い手が利用する農用地の集積目標を90%と設定しているが、県目標の達成には、農家負担の軽減に配慮した農地の条件整備が不可欠である。

については、国や農地中間管理機構と連携を図り、農地中間管理事業などを活用し、農地の条件整備を積極的に推進すること。

- (2) 農地中間管理事業による賃貸借契約が活用されにくい現状に、事務手数料負担、契約手続きの煩雑さ、契約期間の固定化があるので、他の賃貸借契約と同レベルに統一するよう改善を図ること。

また、法改正に併せた様々な事例を把握し、具体的な事務手続きについて配慮すること。

- (3) 被災した農用地について、計画的に集積・集約化を図るため、経営転換協力金等の交付額を被災地域の営農再開状況の実態に合わせ、令和3年度以降も減額することなく財源確保を図ること。特に、機構集積協力金等交付額の減額及び交付要件の制限により農地の出し手の貸付意欲を減退させることがないように配慮すること。

- (4) 相続未登記農地の貸し付けについては、法の改正により、以前より円滑な集積・集約化が見込まれるものの、現実的に、数世代にさかのぼる未相続農地の調査に労力を要すること、告示期間に6ヶ月を要し、集積計画公告まで含めると更に数ヶ月を要することから、内容を精査の上より有効活用に向けた対応策を講じること。

9 集落営農組織・家族経営農業の支援策について

集落営農組織の農地集積や機械・施設の整備等に対する財政支援の継続、充実強化を国に働きかけること。

また、農地の維持管理（用排水路、畦畔）が行き届かず農地の多面的機能が低下、有害鳥獣被害（イノシシなど）が増大していることから、特に中山間地域での家族経営農業にも手厚い支援策を講じるなど、県においても積極的な支援を図ること。

10 農業次世代人材投資資金について

新規就農者、担い手の育成を図るため、十分な予算の確保、新規就農者への支援の延長、強化について、国に働きかけること。

11 たけのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、出荷制限指示が継続されている地区において、生産者の所得減少が続いている。

については、放射性セシウム移行メカニズムの解明と効果的な吸収抑制対策を明らかにし、当該抑制対策を講じるよう国に働きかけること。

12 果樹経営支援対策事業の実施について

「果樹経営支援対策事業」は、優良な品種への転換、改植等にかかる経費を支援するものであるが、果樹経営は、従事者の高齢化や後継者不足のほか、零細な栽培規模（家族経営）の生産農家が半数以上を占めるため、高額の農業機械（果樹病虫害防除用のスピードスプレーヤ等）の更新経費についても、支援の対象にすること。

また、果樹（りんご）の持続的な生産を行っていくためには、新規就農者を含めた担い手の育成が必要不可欠であるものの、果樹経営には相当程度の技術と時間を要することを踏まえ、担い手育成のためのソフト・ハード両面の支援策を講じること。

22 森林・林業対策の推進について

木材価格の低迷など、林業を巡る情勢の悪化により、森林の管理を図ることが一層困難になっているので、林業が産業として成り立つための施策を強力に展開することが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 新たな森林管理システム実施への支援について

森林経営管理法に基づく「新たな森林管理システム」の実施にあたり、町村においては専門的な知識の必要性、業務量の増加が見込まれることから、ノウハウの提供や人的な支援も含め、積極的な支援を図ること。

また、森林環境譲与税の配分割合について人口配分割合が大きいことから、森林が多くを占める町村への配分が多くなるよう、市区町村交付基準の見直しを国に要請すること。

2 森林を守るための財政措置について

(1) 山林を守るため、地方交付税制度における基準財政需要額に森林面積1ヘクタールあたり少なくとも1万円を算入すること。

また、森林整備事業について、十分な財源が確保されるよう、国に対し引き続き働きかけること。

併せて、新たな「林業成長産業化総合対策」の充実について、国に働きかけること。

(2) 公有林の管理にあたる作業員確保に対する財政支援を図ること。

(3) 森林組合の活性化施策及び補助制度の充実を図ること。加えてマンパワーの支援体制を整備すること。

(4) 県が指導を行う民有林・国有林連携共同施業を推進し、林業を活性化させること。

3 松くい虫・ナラ枯れ等の防除対策について

- (1) 防除効果の高い航空防除、地上散布、樹幹注入事業など、駆除等にかかる財政措置を拡充し、地元負担の軽減を図ること。

また、大衡村に所在する昭和万葉の森において、松くい虫の被害が拡大し、倒木被害も懸念されるので、速やかに伐倒駆除処理及び樹幹注入事業の拡充、強化を図ること。あわせて、同所における「第6回全国植樹祭御成山宮城県」の看板も劣化が激しいので、速やかな立替えなど所要の措置を講ずること。

- (2) 海岸防災林復旧のための植栽は令和2年度において完了予定ではあるが、引き続き抵抗性アカマツの苗木生産、植栽を推進し、特別名勝松島地域をはじめ各被害地の復旧を図ること。

また、アカマツの苗木生産に取り組み松林の被害地復旧を図ること。

- (3) ナラ枯れの被害は令和元年度においても減少傾向にあるが、継続して伐倒駆除などの対策を図ること。

また、ナラ、ミズナラの苗木生産に取り組み、ナラ林の保全と被害地の復旧対策を早期に図るとともに、民有林への対策にかかる指導、支援を行うこと。

4 木質バイオマス利用の推進について

森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興を図るため、林地の残材等の搬出について、補助率の拡充を行うとともにチップ材購入支援対策を講じるなど、木質バイオマスの利用を促進すること。

また、森林資源の循環利用を促進するため、山林の放射能物質の汚染状況調査及び放射能の除染を含め多面的な対策を継続的に展開するよう国に積極的に働きかけること。

5 J-クレジット制度の促進について

森林の機能維持を図り温暖化防止を促進するため、「J-クレジット制度」について地域に合わせた「みやぎ版」を創設すること。

また、認証取得のための事業者支援事業の制度を継続すること。

6 所有者の所在不明等の森林の取扱いについて

所有者の所在不明の森林においては、適正な森林管理がされていないため、近年の異常気象による土砂災害の危険が高まっているので、対策を図ること。

23 水産業対策の充実について

漁業就労者の減少や高齢化、また、原油価格の高騰による経費の増大、さらには、国際的な漁業規制の強化など、水産業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 沿岸漁業の促進について

漁場環境を汚染する廃棄物の除去及び海洋環境浄化再生対策を強化すること。

また、瓦礫が流出した状態での漁業にかかる経費負担等の軽減、漁業再開への調査研究等を推進すること。

2 磯焼け対策について

磯根資源の維持、回復のため、藻場の実態把握や過剰なウニの積極的活用など、調査の継続と漁業者に対する支援等総合的な対策を推進すること。

3 燃油高騰対策について

漁船用燃油等の高騰対策の拡充について、国に積極的に働きかけること。

また、県においても効果的な施策を強力に推進すること。

4 密漁の防止対策の促進について

魚介類を根こそぎ捕獲する悪質な潜水器密漁などの防止対策を強力に推進すること。

5 水産加工業の経営安定化の促進について

加工原料の安定的確保など、水産加工業の経営安定対策の促進を図ること。

6 国際貿易交渉への対応について

T P P 11等に関しては、今後の方針、具体的対策等について、十分な情報の提

供と水産物輸入の規制強化を国に働きかけること。

7 風評被害の早期解消について

韓国におけるホヤの輸入禁止などの風評被害の早期解消に向け、放射性物質検査に要する経費を全面的に支援するとともに、関係国における輸入禁止措置の早期撤廃を国に働きかけること。

8 増殖施設整備について

(1) さけ・ます増殖施設の整備により、事業者の経営安定を図ること。

また、県漁協互理支所のさけふ化場など、ふ化場の整備について、適切な助言と財政支援を行うこと。

(2) 鳴瀬川水系の漁業資源の増殖、保護のため、放流事業及びアユ増殖施設の改修等への支援を図ること。

併せて、増加しているカワウによる食害への対策について支援を図ること。

9 鳥の海湾内の環境整備について

良好な環境維持のため、経年変化も考慮し、中期的視野で湾内の作濬事業等を計画すること。

10 水産品（地場産品）への支援について

(1) 津波により養殖施設や船舶等が被災したことに加え、海中に残る瓦礫により従来の漁法による採捕に支障を来すなど、観光資源としての水産品（地場産品）を十分に確保できない状況にあるので、水産業復興への支援を拡充すること。

(2) 新たな水産品として登録商標された「伊達いわな」の普及促進を図ること。

11 新規漁業者の育成・確保について

漁業を持続的に発展させるため、漁業の将来を担う意欲ある新規漁業者を安定的に確保し、定着を図るための支援策を充実すること。

特に「漁業人材育成総合支援事業」において、就業後の長期研修に係る支援が指導者に対するものであり、新規漁業者を受け入れるうえでは有効であるが、収入の低い新規漁業者本人への直接支援が無いので、「農業次世代人材投資事業」と同様に新規漁業者へ直接支援金を交付するよう改善を図ること。

24 野生鳥獣被害対策の拡充について

野生鳥獣による農作物等への被害は経済的損失にとどまらず、農林業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因となることから、生息数を適正規模に管理することが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 野生鳥獣対策事業の効果的実施について

- (1) イノシシについては、昨今、市街地への出没情報もあるため、生活環境や通学路の安全確保に向け、山林の下刈り、やぶの解消など、事業の計画化を図ること。
- (2) イノシシが陸上自衛隊王城寺原演習場内に生息することが推測されるので、演習場など国有地内における有害鳥獣の捕獲や周辺への被害拡大を防止するような対策を講じるよう国へ要請すること。
- (3) イノシシを捕獲しても大部分が活用されていないので、捕獲促進の観点からも全頭検査を県において実施し、市場流通が可能となるよう必要な措置を講じること。
- (4) 「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、捕獲頭数に応じた交付金の満額交付や整備事業等の拡充を国に求めるとともに、町村による侵入防止柵の設置、購入事業等について、県の支援を拡充すること。
- (5) 「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、令和元年度のイノシシの実施期間は60日と短く、捕獲頭数も限られたものであったことから、野生鳥獣対策に係る町村の負担軽減を図るため「指定管理鳥獣捕獲等事業」を半年以上実施するとともに、期間の途中で中止することのないよう、十分な予算を確保すること。

2 野生鳥獣対策における担い手の育成について

野生鳥獣駆除実施隊の高齢化による担い手の育成を図るため、狩猟免許取得費用の助成等、県独自の財政支援を図ること。

併せて、野生鳥獣駆除者に対する猟銃購入経費、駆除時の出役費への助成、有害鳥獣駆除の技術向上に支援を図ること。

3 ツキノワグマおよびシカによる被害対策について

ツキノワグマによるスギの「皮はぎ」被害について、森林保護の観点から、県独自の支援策を講じること。

また、シカによる被害が増えているので、支援策を強化すること。

4 松島湾内の野鳥被害対策について

ウミネコや海鷗等、海鳥による糞害などで松枯れが発生しているので、糞害対策を強化し松島湾の景観維持を図ること。

25 松島湾リフレッシュ事業の継続的事業化と 早期完成について

「松島湾リフレッシュ事業」の推進により、湾内の水質浄化に一定の効果が見られるものの、環境悪化や漁場機能の低下はいまだ改善されていない状況である。

については、底質環境や漁獲物等の回復、改善を図るため、松島湾内の総合的な環境浄化対策に引き続き取り組まれるよう強く要望する。

26 広域観光の充実に向けての支援について

本県は、各地域にそれぞれ特徴ある歴史文化や豊かな自然に恵まれた多くの観光資源を擁しており、観光の振興は地域経済の進展と地域づくりに大きい効果が期待されている。

しかしながら、東日本大震災や令和元年東日本台風の被災地は、復興に向け取り組む最中、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、宮城県内の自治体においても観光産業等に大きな打撃を受けている。

については、早期の復興と観光基盤の拡充を図るため次の事項について強く要望する。

1 観光事業者に対する新型コロナウイルス対策の継続的な支援について

新型コロナウイルスは、特に、宿泊事業者、運輸事業者等の観光関連事業者等に多くの損害をもたらした。県の「せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン」や国の「Go Toトラベル事業」等により観光客は戻りつつあるが、まだ、感染前の観光客数まで戻っていない状況にあることから、継続的な観光支援策を実施すること。

2 仙石線松島海岸駅の整備促進について

松島の玄関口となる仙石線松島海岸駅のバリアフリー化については、令和3年度中の完成を目標としており、早期完成に向けた支援を行うこと。

3 登山道の整備の推進について

(1) 南蔵王縦走登山コース等の整備

南蔵王縦走コース等の計画的な整備を進めること。

(2) 船形連峰の登山道等の整備

山頂標識は老朽化が著しく、冬季は遭難事故が発生していることから、登山者の安全確保を図るため、「蛇ヶ岳」山頂の標柱や登山道の標識、また、山頂

避難小屋の整備を図ること。

4 インバウンド受け入れ体制の整備について

- (1) 既存の観光主要拠点に加え、震災からの復興等、新たな観光の拠点が aumentando いることから、観光看板の充実を図ること。

また、近年増えている外国人旅行者のために英語、中国語、韓国語（ハングル）等を併記した看板を増設すること。

- (2) 県全域において、インバウンド受入体制を整えられるよう、既存の主要拠点の更新やメンテナンスに加え、観光コンテンツの充実、観光ボランティアなど担い手の育成に係る各種ソフト事業への財政措置を図ること。

また、観光ルート及びプログラム開発、Web ページの整備等と合わせた基盤整備についても中長期的な事業支援を行うこと。

5 サイクルツーリズムの推進について

観光地の移動手段として、各地域ではサイクルツーリズムを推進しているので、県道における自転車専用道路の併設、県内統一した案内看板や路面表示の設置など、インフラ整備を図ること。

また、2次交通も課題であることから、「自転車持ち込みが可能なBRT車両の運行」など、公共交通機関との連携も視野に態勢整備を図ること。

あわせて、広域連携としての観光資源の魅力化・活性化などを支援し、国内外からの観光客受入体制を整えること。

6 修学（教育）旅行の誘致促進について

- (1) 修学（教育）旅行等の受入れに向けて、農林水産業体験、地域資源を活用したツアー、職・工芸に関する体験など教育メニューの造成や周知に努めるとともに、首都圏等での説明会を開催すること。

- (2) 都市部のニーズは農漁家体験民泊が多いものの、地域の受入れ家庭が高齢化などで減少傾向にあるため、これに代わる宮城ならではの体験プログラムや受け入れ態勢を検討すること。

(3) 訪日教育旅行の誘致について、国別にプログラム造成を図るなど、県内の資源の有効利用にも努めること。

7 学術的資料、歴史的資源の修復、保存対策について

歴史的資源を観光や地域産業の振興に活かすため、東日本大震災により損害を被った資料に限らず、地域の特徴ある史跡や文化財の修復、保存対策等に係る体制の拡充及び支援措置を講じること。

また、商店街の景観維持に関する蔵等の修繕・改修等も考慮し、支援措置を講じること。

8 鳥の海湾内の環境整備について

鳥の海湾内は荒浜漁港を有する水産業の拠点のみならず、海に親しむ観光及びマリレジャーの拠点でもあったが、震災により干潟が流出しており、復旧工事において干潟は造成されたものの砂の質が悪く粘土質であるため、アサリが育たない環境となっていることや、湾内の干満にもよるが堆積物により水深が浅くなり、平成31年4月より再開されたカヌー体験やプレジャーボートの運行に支障をきたす状態が生じていることから、砂を入れ替えてアサリが生息可能な干潟の再生と湾内及び航路の汚泥等の浚渫作業により湾内の安全確保を含めた環境整備を行うこと。

9 外国人観光客に対する放射能不安の解消について

放射線・放射能による影響等に関し、訪日外国人観光客の不安を解消し、風評被害を防止するため、放射線の測定結果の外国語による情報発信体制を整えること。

27 仙台北部中核都市建設の促進について

県は、自動車産業の国内第三の拠点として、仙台北部中核工業団地群に一層の企業集積を目指して取り組みを進めている。

これにより裾野の広い自動車産業の集積が期待されることから、関連企業のさらなる誘致促進のため、工場適地の拡大を図るとともに、第一仙台北部中核工業団地及び第二仙台北部中核工業団地、大和インター地区、吉岡南第二地区等の道路環境を含む関連公共事業の整備促進を図ること。

また、国道4号線が企業集積により通勤時に渋滞していることから、県道大衡仙台線の早期整備を図ること。

28 企業誘致と新産業創出の促進について

県土の均衡ある発展を果たすため、県全域における企業誘致と新たな産業の創出に向けた取り組みが必要である。

第二仙台北部中核工業団地を中心とした仙台圏のほか、仙南地域において医療・健康関連産業に特化した取り組みや次世代放射光施設の関連企業の誘致の推進など、企業誘致が全県的に展開されるよう特段の措置を講じること。

あわせて、県全域の工業適地にかかるPR活動を行うとともに、道路等の物流インフラ整備を進めること。

29 中小企業の支援について

- (1) 富県宮城の実現に向け、県内中小企業の果たす役割は大きく、それに対する県の支援体制も極めて重要である。

自動車産業や高度電子産業の集積が進展する中、中小企業が新規参入または事業拡大を図るためには、人材の確保と育成、高度技術の習得などの政策とあわせ、最新鋭機械の導入など新たな設備投資が欠かせない。

については、人材確保策の更なる強化、設備導入に係る金融支援の拡充とともに県、市町村、金融機関が連携したPR体制の強化を図ること

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退が確実視されている現状であり、金融支援をはじめ広範囲にわたる県の支援策を拡充すること。

30 廃棄物処理対策への支援について

廃棄物の増加と多様化により、その処理に関わる問題が一層難しくなっている。処理施設の建設に伴う紛争や不法投棄等、解決に至らない問題も多く、環境の汚染が懸念されている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 産業廃棄物処理事業者の監視指導体制強化について

産業廃棄物を一般廃棄物として排出する事業者もあることから、適切な廃棄物処理が実施されるよう、廃棄物の収集運搬、保管、中間処理及び最終処分までの監視指導体制を強化し、不正処理の防止策の充実を図ること。

2 一般廃棄物処理施設の整備推進にかかる支援策について

廃棄物の適正処理を推進するためには、廃棄物処理施設や減量化施設の整備が重要であることから、老朽化施設の解体費用も含めた財政支援の充実を国に働きかけること。

31 住民の安全安心な生活環境の確保について

仙台港湾地域において石炭火力発電所が稼働し、さらに新たなバイオマス発電所の建設が計画されている中で、周辺住民の健康被害や、温室効果ガスの大量発生などの環境影響への不安の声が寄せられている。さらには、漁業従事者からも不安の声が挙がっている状況にある。

については、住民の健康と安全・安心な生活環境確保のため、PM2.5を含む大気汚染常時監視測定局の設置、および海洋環境調査を実施すること。

32 合併処理浄化槽設置推進事業について

安全で快適な生活を営むために、下水処理は重要な課題である。

しかし農山漁村部は、対象範囲が広域で環境整備が遅れていることから、合併処理浄化槽の設置推進が不可欠となっている。

については、町村の財政状況を斟酌し、補助残の市町村負担分に対する財政支援を図り、合併処理浄化槽設置を一層推進すること。

33 国民健康保険の安定的運営について

平成30年4月より国保の都道府県単位化が実施されているが、県は財政運営の責任主体としてさらなるリーダーシップを発揮し、市町村国保財政の安定的運営を確実に図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

1 市町村国保財政に対する影響緩和対策について

- (1) 市町村国保財政への影響緩和対策を講じ、納付金の算定においては、各市町村に対して多大な負担とならないよう対策を講じること。
- (2) 標準保険料率算定を行うにあたり、被保険者負担の急増が見込まれる場合は、激変緩和措置及び特例基金繰入金の活用を確実にを行い、保険料負担の平準化を図ること。

2 国民健康保険税の収入確保対策について

国民健康保険税の滞納対策強化など、必要な措置を講じるとともに、地方税滞納整理機構等への移管・引受も含めた町村の収入確保対策の推進を図ること。

3 国民健康保険保険給付等交付金における普通交付金支給対象の拡充について

国民健康保険保険給付等交付金における普通交付金の支給対象に、出産一時金及び葬祭費等を追加すること。

34 地域の保健医療について

高齢化の進展や疾病構造の変化に加え、東日本大震災の影響もあり、地域の保健医療に対するニーズや期待は更に大きくなっている。また各自治体では関係施設の改善や、受入体制の充実が求められていることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 自治体病院における医師及び看護師確保対策について

- (1) 都市部に医師及び看護師が集中している状況の解消を関係機関に働きかけるとともに、自治体病院における医師及び看護師確保対策について、なお一層の推進を図ること。

特に、宮城県ドクターバンク事業や自治医科大学卒業医師の継続した配置を図ること。

- (2) 常勤医の確保が難しい診療科については、東北大学等から医師の派遣を受けて対応しているが、医師数や派遣時間数が年々縮小されていることから、地域住民のニーズや地域医療の更なる充実を図るため、非常勤医師の継続派遣について関係機関に働きかけること。

- (3) 独立行政法人国立病院機構・宮城病院は、亘理郡で唯一、周産期医療を除く複数診療科と病床を備えた重要な医療機関であり、地域医療を中心的に支えていくための重要な拠点である。

しかし、整形外科、形成外科及び皮膚科の診療は、県立がんセンター、仙台医療センター及び東北大学からの医師派遣を受けていなければ外来の診療を行うことが困難であり、現在は週1日という時間的制約の中で行われている状況である。

については、地域住民のニーズに応え、地域医療及び救急医療の確保・充実を図るため、外来の診療科の充実並びに常勤医師の確保等の支援について関係機関に働きかけること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されることから、医療機関への

受診控えが発生している。慢性疾患や持病のある患者の受診控えは疾病の重症化につながることから、かかりつけ医のもとで安心して受診できる体制を構築するための働きかけを行うこと。

2 救急医療の対策について

(1) 全県的に二次救急医療の受入れ病院が不足しているため、広域的な受診者が増加し、救急搬送に時間がかかるなど、問題が発生している。

また、医療圏の統合に伴い、医療格差の拡大や医療従事者の偏在が危惧されており、二次救急医療機関の受入体制の改善・向上が大きな課題となっている。

については、県の関わりを更に強め、地域医療体制、救急医療体制の実態に即した整備・充実を積極的に図ること。

(2) 24時間救急医療受入体制維持・充実強化のための財政支援及び応援医師の確保等の対策を図ること。

(3) 二次・三次救急医療機関の機能と役割について、県民に対する積極的な啓発活動に努めること。

(4) 小児救急医療体制は昼夜を問わず一次・二次救急ともに不足している状況にあることから、一次医療圏内において小児救急に対応できるよう、医師確保等小児医療の充実を図ること。

(5) 三次救急医療を担っている全ての自治体病院について、地域医療及び救急対応機能の低下をきたすことがないように、継続的な助成を行うこと。

(6) 仙南夜間初期急患センターは、設立前の検討会議の予測と異なり厳しい運営状況にあることから、運営補助制度等の整備を図るとともに、県内の夜間急患センターに対して継続的な財政支援を図ること。

3 予防接種への助成について

定期予防接種については、全額公費負担で実施しているが、定期予防接種の対象拡大に伴い、市町村の経費負担は増加しており、地方交付税による財政措置の対象外である経費だけでも大きな負担となっている。

については、予防接種法の制度改正時に併せ財政支援を講じるよう国に働きかけ

ること。

特に、任意予防接種であるおたふくかぜワクチンについては、小児科学会でも推奨しており、一部市町村においては公費負担で助成を実施していることから、子育て支援の観点からも財政支援を講じること。

4 妊婦健康診査支援等について

- (1) 妊婦健康診査の公費助成については、14回分まで普通交付税措置となっているが、診査によっては14回を超え、自費負担となる事例が発生していることから、全額公費で診査を受けられるよう財政支援を講じること。
- (2) 妊婦健康診査と同様に、全ての産婦が出産した病院で産婦健診が受診可能となるよう、広域的対応について宮城県医師会と連携・調整を図ること。
- (3) 乳幼児健康診査をはじめ新生児聴覚検査等について財政支援を講じるとともに、スクリーニング検査からの精密検査・早期支援体制を構築し、宮城県版「新生児聴覚スクリーニングと聴覚障害児支援のための手引き」の作成を実施すること。

5 がん検診について

- (1) 新たなステージに入ったがん検診の総合的支援に対する財政支援の強化及び自己負担分の軽減策を講じるよう、国に対して強く働きかけるとともに、県においては、検診関係機関と協議の上、がん検診の必要性の周知や検診体制を整備し、助成制度を創設すること。
- (2) 婦人科系のがん検診への支援を充実させるとともに、助成措置を継続して実施するよう国に働きかけること。
- (3) 胃がん検診における胃内視鏡検査の実施については、小規模市町村単独での二重読影のための委員会設置は難しいことから、広域的な実施体制の整備を県が主導となって行うこと。

6 アピアランスケア助成について

がん治療に起因する身体の外見変化は、がん患者、特に女性にとって大きな苦

痛であり、治療や療養生活、社会復帰への障害となっている。

については、医療用ウィッグ購入に限定している助成制度について、他の部位のケアに対しても助成可能となるよう拡充を図るとともに、外見変化により心的苦痛を抱えるがん患者に対し、市町村と協同して支援を行うこと。

7 感染症予防対策について

- (1) 感染症の流行状況に伴い臨時緊急的に実施する予防接種に係る経費について、財政支援制度を創設するよう、国に働きかけるとともに、県においても財政支援を講じること。
- (2) 塩釜保健所岩沼支所管内の2市2町を管轄する地域は仙台空港を有する地域であり、県内においても人口規模が大きい自治体があることから、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として帰国者・接触者外来の設置をすること。

8 生み育てる医療・保健環境の整備について

少子高齢化及び人口減少を防ぎ、子育て人口を確保するためには、子どもを産み育てやすい医療・保健環境を整備する必要がある。

みやぎ県南中核病院は、仙南医療圏域で唯一分娩を担当できる公立病院として、地域の周産期母子医療センターとしての役割を果たしてきたが、令和2年10月以降、分娩中止の指示を東北大学病院産婦人科医局より受けている。

については、地域で安心して出産できる環境を維持するとともに、周産期医療の安定的な提供体制の確立に対する支援を講じること。

また、小児科健診や小児救急についても、同様の受診体制を整備し、小児科医療の充実を図ること。

9 へき地における医療従事者（薬剤師）の確保対策について

へき地における保健医療が安定的に提供できる体制を図るため、薬剤師の地域偏在を解消すること。

また、医療従事者の確保対策における財政支援制度を創設するよう、国に働き

かけるとともに、県においても財政支援を講じること。

10 急性期病床から回復期病床への転換にかかる施設基準の緩和について

2025問題を控え、今後の病床数においては、回復期病床の需要が急速に増加することが見込まれるが、病床の転換のための施設基準が大きな壁となっている。

については、病床数は維持しつつ、急性期病床から回復期病床への転換が容易になるよう、地域の実情に応じた施設基準緩和及び例外規定の整備について、国に働きかけること。

35 社会福祉対策について

生活上の困難や障害がある方が、安心して充実した生活を送れるよう、社会基盤を整備し、福祉の推進に努める必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域生活支援事業への支援について

町村主体として実施する地域生活支援事業については、必要なサービスが確実に提供され、事業の実施水準の低下を招くことがないよう、県補助金の総額を確保することが課題となっている。

については、利用実績に伴う負担割合に合った財政措置を講じるとともに、国庫補助の負担割合に応じた予算額確保の徹底について国に働きかけること。

2 相談支援事業に対する支援について

障害者総合支援法ではサービスを利用する全ての障害者に対して利用計画を作成し、モニタリングを経て再評価や再計画を実施することとなっているが、地域における限られた人材・事業所で当該業務を実施していくのは困難である。特に、相談支援専門員については利用計画を作成できる人材不足が顕著であることから、県において事業所への増員を行うとともに、資質向上に向けた広域的な支援策を講じること。

3 障害者福祉施設に係る「親亡き後」に対応した施策について

(1) 社会的な問題である「親亡き後」に対応した施策は緊要の課題であり、早急に対策を講じる必要があることから、地域生活拠点の整備に際しては、セーフティネットとしての役割を持つ「船形コロニー」に緊急時の受入体制を確保すること。

(2) 「親亡き後」への対応としてグループホームの整備が推進されているが、特に精神障害者向けの施設整備について強化すること。

(3) グループホーム建設に際しては、多額の建設費がかかるため、社会福祉施設等整備補助事業の補助基準額の引上げを国に働きかけること。

4 介護人材の確保について

介護事業所の安定的な運営は、地域支援事業や地域包括ケアの推進を図る上で重要であるが、全国的に介護職員が不足しており、介護人材の確保が急務となっている。

については、市町村が実施する介護人材確保対策事業に対し財政支援を行うとともに、県が実施している介護人材確保支援事業や介護福祉士等修学資金貸付事業などの人材確保対策の継続・強化を図ること。

また、介護職員の処遇改善など、人材確保対策の充実について引き続き国に対して強く働きかけること。

5 障害者福祉サービス事業所が事業所指定取消となった場合の給付費返還に係る財政支援等について

障害福祉サービス事業所が不正行為等により事業所指定取消となった場合、関係町村は、給付費の全額を国及び県に一括返還することになっているが、不正受給を行った事業者が倒産等により返還に応じられない場合、市町村の全額負担となり、財政的負担が大きいことから、市町村のみの負担とならないための制度改正を国に対し要望すること。

併せて、国庫等負担金返還事務の簡素化について、国へ改善を働きかけること。

6 同行援護事業所の拡充について

視覚障害者に対して外出活動を支援する同行援護サービスについては、事業所やスタッフの不足により、利用者がサービス提供を受けられないなど問題が生じていることから、同行援護事業所及びスタッフを増加させる施策を講じること。

7 障害者の移動支援について

地域生活支援事業で実施されている障害者の通勤・通学に関する移動支援につ

いては、障害者の社会参加の促進や地域での自立を支える上で重要であることから、支援の範囲拡大を図るとともに、個別給付の対象に含めるよう国に働きかけること。

8 居住地特例の対象外となる施設の取扱いについて

居住地特例の対象となる施設は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく基準を満たし、都道府県知事の指定を受ける必要がある。

しかし、この基準に満たない事業所であっても、障害者を入居させ、居室にてサービス提供を行っているのが現状である。

については、居住地特例の対象施設として認めるとともに、障害者自立支援給付負担金とは別途の財政支援策を講じること。

9 生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例の原則的な実施について

生活保護受給者に係る介護保険料の納付方法については、生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例により、保護の実施機関は被保護者に代わり政令で定める者に介護保険料を支払うことができると規定されている。

しかし、介護保険料が未納となっている生活保護受給者が存在しており、介護保険料の滞納が解消されていないのが現状である。

については、65歳以上の普通徴収に該当する生活保護受給者に対し、生活保護法第37条の2で規定している方法を原則とし、介護保険料の滞納を解消すること。

また、未納者への納付義務に関する生活指導を徹底すること。

36 子育て支援対策の充実強化について

急速な少子化が進行する中、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりは重要な政策課題である。

特に、子育て世帯への経済的負担の増加や、東日本大震災による町外転出者の増加など、少子化の進行を加速させる要因が増加しており、子育て世帯に対する一層の支援充実・強化を図ることが必要不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 子ども医療助成制度の拡充について

- (1) 通院における助成対象は3歳未満から義務教育就学前までに拡大されたが、県内35市町村のうち25市町村が、助成対象を18歳までの入院・通院へ拡大し、23市町村が所得制限を廃止していることから、子ども医療助成制度のさらなる拡充を図ること。
- (2) 社会保障制度の一環として、国において新たな子ども医療費助成制度を創設し、必要な財政措置を講じるよう積極的に国に働きかけること。
- (3) 母子父子家庭医療費は、自治体によって助成対象金額や助成方法等の制度が異なっており、子育て世帯にとって分かりづらい制度となっている。

については、母子父子家庭医療費助成制度を全国一律の制度設計にするよう、国に働きかけること。

併せて、国民健康保険に係る医療費に対する国庫負担金減額措置（ペナルティ）を対象年齢にかかわらず廃止するよう国に働きかけること。

2 保育サービスの充実について

- (1) 認可外保育施設入所者への助成制度においては、補助基準額の増額を行うなど、助成制度の拡充を図ること。
- (2) 女性の就業率の上昇に伴い、保育所の待機児童数が増加し続けており、待機児童解消対策は各自治体において大きな課題となっている。

については、各自治体がそれぞれの状況に合った取組みができるよう子ども・子育て支援制度の充実を図るとともに、県が事業の選択や補助金の協議等において、市町村にきめ細やかな対応ができるように、事業のコンシェルジュ的な人材を配置すること。

また、認定こども園化への推進に向け、町村の意向に沿った4類型への移行が円滑に進むよう支援を継続するとともに、町村が運営するこども園及び保育施設から認定こども園に移行する施設の施設整備についても補助対象とするよう国に働きかけること。

- (3) 私立認可保育所の障害児保育への助成制度（障害児保育事業）は、平成30年度から特別児童扶養手当の支給対象児童も含まれ、拡充されたものの、加配保育士にかかる経費と比較すると遠く及んでいないのが現状である。

については、保育所における障害児の受け入れ枠を確保するために、補助金の交付を行うなど、直接的な財政支援を講じること。

また、障害児保育の対象とはならないものの、常時支援の必要な児童が増加しており、そのため必要に応じて保育職員を配置している状況にあることから、補助金を交付するなど、財政的支援策の実施を検討すること。

- (4) 県においては保育士人材バンクを開設し、保育士不足の解消に努めているが、人材バンクの登録者は都市部に集中しており、郡部を希望する保育士の登録はほとんどない状況にある。

については、保育士が不足している自治体への求職者の斡旋状況、求職者が求める条件を自治体に提供するなど、保育士人材バンクとハローワークとが連携を図り、県全体での保育士充足に取り組むこと。

また、県内の保育士養成学校等の卒業生については首都圏への流出が懸念されていることから、県がリーダーシップをとり、学校等との情報連携を強化するとともに、保育士の県内就職率を向上させるための施策を講じること。

- (5) 市町村では、「子ども・子育て支援法」に基づき、担い手となる職員の資質向上及び人材確保のための研修会を実施する必要があるが、市町村で講師の選定から研修の実施まで行うのは物理的に困難であり、また、規模の小さな事業者等は施設を空けて受講することができない状況である。

については、下記の研修・事業について土日開催を加えて県主催で実施すること。

- ① 保育の質向上のための研修事業
- ② 新規事業者の確保・就業継続支援事業
- ③ 家庭的保育者等研修事業
- ④ 居宅訪問型保育研修事業
- ⑤ 病児・病後児保育研修事業
- ⑥ 放課後児童支援員等研修事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業
- ⑧ 地域子ども・子育て支援事業の「利用者支援事業」研修

3 ワーク・ライフ・バランスの促進について

少子化の大きな原因は未婚率上昇にあり、フルタイムの場合は、結婚・出産のハードルが高くなっているのが実情である。

については、県においてワーク・ライフ・バランスを奨励する制度を創設し、「家族に優しい働き方社会」の実現を通じて人口減少に歯止めをかけ、創造的復興及び地方創生を強力に進めること。

4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料に係る幼児教育・保育無償化における利用者負担金徴収分の補てんについて

(1) 幼児教育無償化が令和元年10月から実施されたが、公立施設の利用者負担金の減収分の補てんについては、自治体負担額を10/10としており、幼児教育・保育施設を設置する自治体の大きな負担となっている。

については、国が自治体に対し、保育料減収分を確実に補てんするよう働きかけること。

(2) 幼児教育・保育無償化における副食費については、利用者の実費負担としているが、低所得者の副食費免除の補てん分は、4,500円を副食費相当額として、公定価格の給付において加算している。

しかし、副食費の公定価格と実質要する経費には乖離があるため、現状の把

握を行うよう国に働きかけること。

5 地域子供の未来応援交付金「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」
の実態調査（いわゆる『貧困状況実態調査』）の県実施について

平成24年の子供の貧困率は16.3%と過去最高を更新し、子供の貧困対策は国を
挙げて取り組むべき喫緊の課題となっている。

しかし、貧困状況実態調査については未実施の自治体が多数を占めており、実
施に踏み切れていないのが現状である。

については、宮城県子どもの貧困対策計画の基本理念である「みやぎの子どもた
ちが、その生まれ育った環境に左右されず、夢と希望をもって成長していくこと
ができる地域社会を目指す」ため、県が主体となり、県内自治体の貧困状況実態
調査を実施すること。

37 学校教育環境等の充実について

全国的な少子化の急進や町村部の過疎化の進行に伴い、児童生徒数は激減しているが、教育現場に支障が生じないよう教育環境の整備を進める必要がある。

特に、震災により甚大な被害を受けた沿岸部町に対しては、公立学校の施設整備に対する支援や、震災後の児童生徒数激減と家庭学習環境の悪化による学力低下に対する支援が必要である。また、学力向上のため、多くの町村で図書館や特別支援に対する指導員等の配置・活用などの推進が求められている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 学級編制弾力化事業の継続及び拡大について

「学級編制弾力化事業」については、教育活動全般において非常に効果的であることから、今後とも継続して実施するとともに、対象範囲を小中学校全学年に拡大すること。

また、拡大が困難な場合は、少人数指導の充実を図るため、前年度以上の加配数を実施すること。

2 学校統廃合について

学校統廃合にかかる費用については、校舎増築についてのみではなく、統廃合による新築の際の国庫負担限度面積及び国庫負担単価の積み増し、施設整備事業以外の備品等購入やスクールカウンセラーの充実、統廃合後の教職員減に伴う人件費抑制等を見据えた県独自の補助の創設を追加し、町村の財政負担の軽減を図ること。

また、統廃合のための建て替え若しくは大規模改修に対する補助金等、統廃合に伴い必要となるスクールバス購入等については、町村の財政負担が軽減されるよう、国に働きかけること。

3 学校図書館及び読書活動の充実について

司書教諭と連携・協力し、読書活動の向上を図るため、町村が独自配置している司書または司書補の資格を有する「学校図書館指導員（学校司書）」を配置する町村が増加し、児童生徒の読書活動、学力向上に繋がる教育環境の整備が進められ、一定の成果を上げているところである。

今後は、ICT機器やスマートフォン等の通信機器の急速な普及により、映像・動画に関心に移る中であって、図書から得る読み書きの重要性が再認識され、学校図書館指導員の必要性が高まることから、県においてその配置について検討し、市町村が配置した場合は財政負担が軽減されるよう国に働きかけること。

また、県主導で非正規職員が参加できる研修会を開催するなど、技能向上のための施策を継続的に展開すること。

併せて、専任司書教諭の配置に対して特段の措置を講じること。

4 特別支援教育の充実について

特別支援教育を必要とする児童生徒の多様化により、個人の特性に応じたきめ細やかな教育環境を維持し対応していく必要があることから、適切な特別支援の教員を配置するとともに、特別支援教育に係る補助員配置への財政支援を講じること。

併せて担当教員の技能向上のため、継続的な研修の実施と内容の充実に努めること。

また、特別支援教育に対する市町村教育委員会の負担が大きくなっていることから、特別支援コーディネーター等の専門的人材を派遣すること。

5 複式学級の学級編成基準の緩和について

県においては、国の複式学級編成基準に加え、12名を超える場合について複式加配の対象とし、県費負担により講師等教員の派遣を行っているところであるが、人数にかかわらず複式解消加配の措置を講じること。

特に、教育環境の整備に配慮するため小学校1年生については、単式学級となるよう複式解消加配を必須とすること。

6 宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金の継続について

被災地における義務教育児童生徒へのスクールバス運行については、財源の確保が必要になることから、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金を復興が完了するまで継続するよう国に働きかけること。

7 宮城県立高等学校への学科新設について

少子高齢化が進む中、福祉介護サービスの向上を図るため、新たに福祉介護サービス分野を専門的に教育する必要があることから、地域を支える人材の育成・確保の観点から、宮城県涌谷高等学校への福祉系学科の設置について検討すること。

8 宮城県立高等学校の魅力化について

高等学校の存続は、地域における担い手の確保など、まちづくりに大きく影響を及ぼす問題であるため、市町村が行う高等学校の魅力化向上の取組みに対して、県として最大限の協力を行うこと。

9 教育環境整備の充実について

(1) 学校の増・改築や危険箇所の改修等、教育環境整備に係る国庫負担事業について、児童生徒の安全確保のための必要な改修工事事業を採択し、必要な財政措置を講じるよう、国に働きかけること。

また、学校施設環境改善交付金について、学校施設の老朽化が進む中、補助対象となる事業費の下限額が高く設定されており、活用が困難であることから、町村の財政負担軽減のため、条件緩和を図るよう国に働きかけること。

(2) 学校におけるICT環境の整備が必須となっている中、校内無線LAN整備に対する国庫補助は既存校舎の改修のみが対象となっており、校舎建替え時は対象となっていないのが現状である。

については、校舎建替え時における校内無線LAN整備についても国庫補助対象とするとともに、校舎建替え時期の明確な基準を設定すること。

また、ICT環境整備のさらなる充実と、今後見込まれる運営費用や更新費

用について新たな補助制度を構築するとともに、教職員の負担を軽減するためのシステムの統一化を行うこと。

- (3) 学校施設の空調設備費用について、普通教室の空調設備における維持・更新費や、特別教室への空調設備の設置費・維持費等について、財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても独自の財政支援を行うこと。

10 教職員の確保について

学校運営や学力向上を推進するうえで欠かすことのできない教員について、県において十分に人材を確保し、これまで以上に各学校への教員の配置に努めるとともに、年度途中における教員の減少に対応できる体制を整えること。

11 心のケアハウス事業の継続・拡充について

心の問題により学校生活が困難となっている児童生徒の学習支援や学校復帰を担う本事業について、令和3年度以降も継続・拡充し、児童生徒に対する支援を継続すること。

38 文化財保護法「特別名勝松島」に係る 区域指定の見直し等について

特別名勝松島については、大正12年に指定された際に「沿海の大字の全部」とされ昭和27年の特別名勝松島の指定範囲もこれをそのまま踏襲している。

しかし、現在の指定区域は、指定区域として取り扱うことに疑問をもつ地域や、既に住宅地となっている等、現状が指定当時と乖離しており、直接景観に支障のない地域までも規制されている。

また、東日本大震災以降、震災以前とは異なる土地利用や景観となった地域も出ており、このことは当然に「相応の事由」に該当するものと考えられ、区域の見直しが必要であると考えられる。

については、過去に指定の一部解除の事例もあることから、文化財保護区域の見直しを行い、景観に支障のない地域を除外する等、地域の実情に即した区域指定を行うこと。